

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国、地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費にあてるものとされています。

平成30年度小野町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)社会保障財源交付金 81,741 千円
(地方消費税交付金総額:189,918千円)

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)社会保障財源交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 573,417 千円

(単位:千円)

款	項	目	平成30年度 決算額	財 源 内 訳					
				特 定 財 源				一 般 財 源	
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
3.民生費	1.社会福祉費	1.社会福祉総務費	3,618		353			834	2,431
		2.障害者福祉費	217,550	92,219	57,825		17,184	50,322	
		3.老人福祉費	210,202	1,130	1,201	305	49,211	158,355	
		小 計	431,370	93,349	59,379	0	305	67,229	211,108
	2.児童福祉費	1.児童福祉総務費	80,805	5,346	6,759	20,000	188	0	48,512
		6.母子福祉費	2,504		970		392	1,142	
		小 計	83,309	5,346	7,729	20,000	188	392	49,654
	合 計		514,679	98,695	67,108	20,000	493	67,621	260,762
	4.衛生費	1.保健衛生費	2.予防費	58,738	315	2,099		612	14,120
合 計		58,738	315	2,099	0	612	14,120	41,592	
計			573,417	99,010	69,207	20,000	1,105	81,741	302,354

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各費目に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。